

第<mark>25</mark>回 定時株主総会招集ご通知

開催日時:2021年6月17日(木曜日)

午後1時(受付開始予定:午後12時30分)

開催場所:東京都中央区日本橋二丁目7番1号

東京日本橋タワー

ベルサール東京日本橋 地下2階

開始時間、受付開始時間が前年とは異なりますので、お間違えのないようご注意ください。

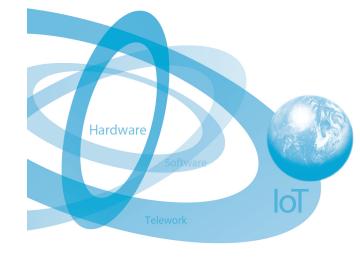
目 次

招集ご通知

32714		
第25回定時	株主総会招集ご通知	1
議決権行使	に関するご案内	2
インターネ	ットによるライブ配信のご案内	3
株主総会参	考書類	
第1号議案	剰余金の配当の件	4
第2号議案	取締役7名選任の件	5
第3号議案	監査役1名選任の件	11
第4号議案	補欠監査役1名選任の件	12
第5号議案	取締役の報酬等の内容改定の件	13
第6号議案	米国完全子会社の役職員に対するストックオプションとしての新株予約権発行を内容とするインセンティブプラン導入の件	17
事業報告		
1. 企業集団	団の現況	27
2. 会社の現	見況	37
連結計算書	類	53
計算書類		55
監査報告		57

ご出席の株主様へのお土産配布は取りやめとさせて いただきます。 何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

ソースネクスト株式会社 証券コード: 4344



東京都港区東新橋一丁目5番2号

ソースネクスト株式会社代表取締役社長 小嶋 智彰

第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社の第25回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、2頁に記載の【議決権行使に関するご案内】をご参照いただき、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月16日(水曜日)午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

記

敬具

1 日 時	2021 年6月17日(木曜日) 午後1時
2 場 所	東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー ベルサール東京日本橋 地下2階 ※開始時間、受付開始時間が前年とは異なりますので、お間違えのないようご注意ください。
3 目的事項	報告事項1. 第25期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件2. 第25期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)計算書類報告の件
	決議事項 第1号議案 剰余金の配当の件 第2号議案 取締役7名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件 第5号議案 取締役の報酬等の内容改定の件 第6号議案 米国完全子会社の役職員に対するストックオプションとしての新株予約権 発行を内容とするインセンティブプラン導入の件
4 議決権行使に関する ご案内	2頁に記載の【議決権行使に関するご案内】をご参照ください。
5 インターネット開示 に関する事項	本株主総会招集ご通知に際して添付すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」「連結計算書類の連結注記表」「株主資本等変動計算書」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款 第 1 5 条 の 規 定 に 基 づ き 、イ ン タ ー ネ ッ ト 上 の 当 社 ウ ェ ブ サ イ ト (https://www.sourcenext.co.jp/) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

以上

- ・株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、書面 またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場は極力お控えいただくよう お願い申し上げます。
- ・ご出席の株主様へのお土産配布は取りやめとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使に関するご案内



当日出席される方へ



ご同封の議決権行使書用紙を会場受付へ ご提出ください。また、議事資料として本 株主総会招集ご通知をご持参ください。

(受付開始予定:午後12時30分)

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有 する株主の方1名に委任する場合に限られます。

その際は代理権を証明する書面(委任状)を会場受付 にご提出ください。



書面により議決権を行使される方へ

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示 のうえ、ご投函ください。

【2021年6月16日(水)午後5時30分到着分まで有効】



インターネットにより議決権を行使される方へ

議決権行使サイトにアクセスしてご行使



ください。(右欄をご参照ください) 【2021年6月16日(水)午後5時30分受付分まで有効】

- 1. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合 は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いい たします。
- 2. インターネットにより複数回数、議決権を行使された場合は、最 後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる開示に関するご案内

当社ウェブサイト https://www.sourcenext.co.jp/

- 1. 招集通知に添付すべき書類のうち、以下の事項につきまして は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイ トに掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりませ
 - ① 連結株主資本等変動計算書
 - ② 連結計算書類の連結注記表
 - ③ 株主資本等変動計算書
 - ④ 計算書類の個別注記表

なお、会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算 書類には、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別 注記表が含まれております。

2. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修 正が生じた場合には、当社ウェブサイトにおいてお知らせいたし ます。

インターネットによる議決権行使方法

議決権行使サイト https://www.web54.net

議決権行使サイトにおいて、議決権行使書用紙右片に記載された 「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案 内に従って替否をご入力ください。



携帯電話又はスマートフォンによる議決権行 使は、バーコード読取機能を利用して、「QR コード」を読み取り、議決権行使サイトにアク セスすることも可能です。

- ※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
- 株主様以外の第三者による不正アクセス ("なりすまし") や議決権行使内容の改ざ んを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」 の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いた
- インターネットに関する費用(プロバイダー接続料金、通信料等)は、株主様の ご負担となります。

ご不明な点等がございましたら、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート 【専用ダイヤル】 0120-652-031 (9:00~21:00)

<議決権行使に関する事項以外の照会>

0120-782-031 (平日9:00~17:00)

以上

インターネットによるライブ配信のご案内

株主総会の様子をご自宅等からでもご覧いただけるよう、株主様向けにインターネットによるライブ配信を行ないます。

1. 配信日時

2021年6月17日 (木曜日) 午後1時~株主総会終了時刻まで

※配信ページは、株主総会の開始時刻30分前(午後12時30分)頃より使用可能です。

※株主総会終了後にはご覧いただくことができませんので、ご了承ください。

2. 当日の視聴方法

株主様認証画面(ログイン画面)で必要となる「株主 I D(=株主番号)とパスワード(=郵便番号)をあらかじめご用意のうえ、以下のライブ配信用ウェブサイトにアクセスしてください。

ライブ配信用ウェブサイト

https://4344.ksoukai.jp



株主 I D ▶議決権行使書類等に記載されている「**株主番号**」(数字 9 桁)

パスワード▶株主名簿上のご登録住所の「郵便番号」(2021年3月末時点)(数字7桁、ハイフンなし)

※議決権行使書を投函される場合は、その前に必ずお手元に「株主番号」をお控えください。

3. ご留意事項

- ①ライブ配信で株主総会をご覧いただく場合、会社法上、株主総会への出席とは認められないため、議決権の行使やご質問を含めた 一切のご発言を行なっていただくことはできません。議決権につきましては、本招集ご通知2頁にてご案内の方法により事前に行 使くださいますようお願い申し上げます。
- ②システム障害や通信環境等により映像や音声の乱れ、また一時中断などが発生する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ③ご視聴は、株主様ご本人のみに限定させていただきます。
- ④ライブ配信の撮影、緑画、緑音、保存及びSNS等での公開等はご遠慮ください。
- ⑤ライブ配信につきましては、万全を期しておりますが通信環境の悪化やシステム障害等の不測の事態により参加できない場合があるほか、状況によっては中止することがありますので、あらかじめご承知おきください。
- ⑥ご視聴いただくための通信機器類やインターネット接続料、通信費等の一切の費用は、株主様のご負担となります。
- ②万が一、何らかの事情により当日ライブ配信を行なうことができなくなった場合は、当社ウェブサイト (https://www.sourcenext.co.jp/) にてお知らせいたします。

ライブ配信に関するお問い合わせ先

株式会社ブイキューブ Tel: 03-4556-9262

【受付期間】2021年6月17日(株主総会当日)午前9時~株主総会終了まで

株主総会参考書類

第1号議案 剰余

剰余金の配当の件

剰余金の処分につきましては、以下の通りといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、将来にわたり業績の向上を図ることが企業価値を高め、株主の皆様のご期待に応えることにつながると考えており、業績、配当性向及び中長期の企業成長に必要な投資額などを総合的に考慮して、利益配分を行なっていくことを基本方針としております。このような基本方針に基づき、当期業績の傾向及び今後の事業展開等を勘案し、以下の通りといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 0円21銭 配当総額 28,613,923円
剰余金の配当が効力を生じる日	2021年6月18日

第2号議案

取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって取締役7名全員が任期満了となるため、取締役7名の選任をお願いいたします。 取締役候補者は次の通りであります。

候補者番号		氏	名		現在の当社における地位及び担当	属性
1	松	ث ا	憲	р き ‡	代表取締役会長 兼 CEO	再任
2	رًاً\	i i	2 to 智	彰	代表取締役社長 兼 COO	再任
3	藤	* ^t	浩	佐	取締役専務執行役員 新規事業担当	再任
4	青	やま	文	彦	取締役常務執行役員 兼 CFO 管理担当	再任
5	久傷		英	明	社外取締役	再任 社外
6	安	藤	< 12 =	成	社外取締役	再任 社外 独立
7	中井	F	の ぶ 信	英	社外取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 独立役員候補者

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数	当社との特別 の利害関係
1 再任	まっだ のりゆき 松田 憲幸 (1965年5月28日生)	1989年 4 月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 1993年 9 月 有限会社トリプル・エーを設立 代表取締役社長 1996年 8 月 当社設立 代表取締役社長 2012年 9 月 SOURCENEXT Inc. President & CEO (現任) 2017年 6 月 ロゼッタストーン・ジャパン株式会社 代表取締役 社長 (現任) 2021年 2 月 当社 代表取締役会長 兼 CEO (現任)	35,663,200株	無
候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数	当社との特別 の利害関係
2 再任	こじま ともあき 小嶋 智彰 (1977年6月3日生)	2001年 9 月 当社入社 2006年 6 月 当社執行役員 2008年 6 月 当社取締役 2009年 1 月 当社常務取締役 2012年 6 月 当社取締役 2017年 5 月 株式会社筆まめ(現EUS株式会社)取締役 2019年 1 月 Sourcenext B.V. Managing Director 2019年 9 月 UMEOX Innovations Co.,Ltd.董事(現任) 2020年 4 月 Sourcenext B.V. CEO(現任) 2021年 2 月 当社代表取締役社長 兼 COO (現任)	97,100株	無
候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数	当社との特別の利害関係
3 再任	ふじもと こうすけ 藤本 浩佐 (1964年9月9日生)	1988年10月 株式会社リクルート入社 1999年11月 当社入社 1999年12月 当社取締役 2009年10月 当社執行役員 2013年7月 当社常務執行役員 2015年4月 当社専務執行役員 2018年6月 当社取締役専務執行役員 (現任)	136,800株	無

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数	当社との特別 の利害関係
4 再任	_{あおやま} ふみひこ 青山 文彦 (1967年8月3日生)	1991年10月 監査法人トーマツ (現・有限責任監査法人トーマッ) 入所 1999年7月 デロイトトーマツコンサルティング株式会社入社 2000年4月 当社入社 2002年4月 当社執行役員 2004年6月 当社取締役 2009年1月 当社常務取締役 2012年6月 当社取締役 2017年5月 株式会社筆まめ (現EUS株式会社) 取締役 2021年2月 当社取締役常務執行役員兼 CFO (現任)	237,700株	無
候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数	当社との特別 の利害関係
5 再任	く ぼ り ひであき 久保利 英明 (1944年8月29日生)	1971年 4 月 弁護士登録・森綜合法律事務所入所 1998年 4 月 日比谷パーク法律事務所代表 (現任) 2001年 4 月 第二東京弁護士会会長・日本弁護士連合会副会長 2001年10月 野村ホールディングス株式会社 社外取締役 2003年 2 月 当社社外監査役 2008年 6 月 農林中央金庫 経営管理委員 2011年 6 月 株式会社東京証券取引所グループ (現・株式会社 日本取引所グループ) 社外取締役 (現任) 東京証券取引所自主規制法人 (現・日本取引所自 主規制法人) 外部理事 2014年 6 月 当社社外取締役 (現任) 2015年 4 月 周蔭法科大学院教授 (現任) 2018年 4 月 コインチェック株式会社 社外取締役 (現任)	36,800株	有 注記3.② 参照

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況 所有する当社の株式数		当社との特別 の利害関係
6	あんどう くにたけ 安藤 国威 (1942年1月1日生)	1969年 4 月 ソニー株式会社(現ソニーグループ株式会社)入社 1979年 8 月 ソニー・プルデンシャル生命保険 代表取締役 1990年 4 月 ソニーコーポレーションオブアメリカ、ソニー・エンジニアリング・アンド・マニュファクチャリング・オブ・アメリカ 社長 2000年 4 月 ソニー株式会社(現ソニーグループ株式会社)代表取締役社長 2005年 6 月 ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社代表取締役会長 2007年 6 月 ソニー生命保険株式会社 取締役会長 2013年 7 月 一般社団法人Japan Innovation Network 理事(現任) 2017年 6 月 当社社外取締役(現任)	16,400株	無

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数	当社との特別 の利害関係
7 再任	なかいど 信英 中井戸 信英 (1946年11月1日生)	1971年 4 月 住友商事株式会社入社 1998年 4 月 同社理事 1998年 6 月 同社取締役 2002年 4 月 同社代表取締役 常務取締役 2004年 4 月 同社代表取締役 専務執行役員 2005年 4 月 同社代表取締役 副社長執行役員 2009年 6 月 住商情報システム株式会社 (現SCSK株式会社) 代表取締役会長兼社長 2011年10月 SCSK株式会社代表取締役社長 2013年 6 月 同社代表取締役会長 2016年 4 月 同社取締役相談役 2016年 6 月 同社相談役 2017年 5 月 いちご株式会社独立社外取締役(現任) 2018年10月 一般社団法人日本CHRO協会理事長(現任) 2019年 3 月 イーソル株式会社社外取締役(現任)	4,500株	無

(注)1. 取締役候補者番号1~7の7名はいずれも現に当社の取締役であり、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況は、事業報告中2(3)「①取締役及び監査役の氏名等」欄に記載の通りであります。

- 2. 社内取締役候補者の選任理由は、以下の通りであります。
 - ① 松田憲幸氏は、当社の創業者であり、創業以来長きにわたり経営者として当社グループ全体の事業を統括し、業界動向や経営に関する豊富な経験・実績・見識を有していることから、取締役候補者といたしました。
 - ② 小嶋智彰氏は、マーケティングを中心とする営業・企画業務に精通しており、経営戦略全般に関する経験・実績・見識を有していることから、取締役候補者といたしました。
 - ③ 藤本浩佐氏は、当社営業部門、新規事業開拓部門に長年従事した豊富な経験と実績及び営業戦略に高い見識を有していることから、取締役候補者といたしました。
 - ④ 青山文彦氏は、財務及び会計に関する豊富な専門的知見及び経営戦略全般に関する経験・実績・見識を有していることから、取締役候補者といたしました。
- 3. 社外取締役候補者に関する事項は次の通りであります。
 - ① 久保利英明氏、安藤国威氏及び中井戸信英氏は、社外取締役候補者であります。
 - ② 久保利英明氏は、長年にわたり弁護士として経験を重ね、その専門的な知識及び企業法務に関する高い見識を当社の経営に反映することで当社コーポレート・ガバナンスの一層の強化が期待できるため、社外取締役として再任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

田により、社外取締役としての風房を適切に遂打することができるものと刊刻いたしました。同氏が選任された場合は、報酬諮問委員として、役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。同氏が社外取締役を務めております株式会社日本取引所グループ(以下「JPX」という。)は、2020年10月にその子会社の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の株式売買システム「arrowhead」において発生した障害及びそれを契機として東証の全ての取引が終日停止したことを受けて、障害が発生した機器の自動切替え機能の設定に不備があったことや、売買再開に係る東証のルールが十分でなかったことなどが認められたとして、2020年11月に業務改善命令を受けました。同氏は、当該事象発生以前より、JPX取締役会において、安定性及び信頼性の高い市場運営のあり方について適宜提言を行っており、当該事象発生後は、JPXが設置した「システム障害に係る独立社外取締役による調査委員会」の委員長として、障害発生当日中の事実経過や障害発生原因等に関するJPX及び東証の見解や認定に対して、本障害発生の真因、JPX及び東証の事前・事後の対応の妥当性、再発防止措置等の事項に関して評価及び提言を行うとともに、JPX取締役会において、同委員会の調査状況及び調査結果について報告を行うなど、その職責を果たしております。

同氏は、日比谷パーク法律事務所の代表であり、同法律事務所所属の同氏以外の弁護士と当社の間において、法律顧問業務等の委託取引があります。同氏は、当社の法律顧問業務等には従事しておりません。なお、久保利英明氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって7年となります。

安藤国威氏は、ソニー株式会社の代表取締役社長等を歴任されており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社経営に 反映することで当社コーポレート・ガバナンスの一層の強化が期待できるため、社外取締役として再任をお願いするものであ ります。

同氏が選任された場合は、報酬諮問委員として、役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。なお、安藤国威氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

中井戸信英氏は、住友商事株式会社の代表取締役副社長執行役員及びSCSK株式会社代表取締役社長、同会長など要職を歴任されており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社経営に反映することで当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化が期待できるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

同氏が選任された場合は、報酬諮問委員として、役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。なお、中井戸信英氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。

③ 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下の通りであります。

当社は、久保利英明氏、安藤国威氏及び中井戸信英氏との間で、定款第29条第2項及び会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低の責任限度額となります。ただし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務を行なうにつき善意でかつ重大な過失がない場合に限ります。

なお、久保利英明氏、安藤国威氏及び中井戸信英氏の再任が承認された場合、当社は3氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

- ④ 社外取締役の独立役員の届出状況については以下の通りであります。 安藤国威氏及び中井戸信英氏の再任が承認された場合、両氏を独立役員として指定する予定であります。
- 4. 役員等賠償責任保険の内容の概要は次の通りであります。

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、該当責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとされています。ただし法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。すべての取締役候補者の再任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案

監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役廣瀬正明氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は次の通りであります。

廣瀬正明氏は、財務及び会計に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査できると判断し、監査役候補といたしました。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数	当社との特別 の利害関係
廣瀬 正明 (1948年8月26日生) 再任	1971年 4 月 株式会社駿河銀行(現・スルガ銀行株式会社)入社 2005年 4 月 スルガ銀行株式会社 執行役員常務 2008年 6 月 同行監査役 (常勤) 2016年 6 月 同行シニアエグゼクティブアドバイザー 2017年 6 月 当社常勤監査役 (現任) 2018年 3 月 Solve株式会社監査役 (現任)	46,400株	無

- (注) 1. 当社は廣瀬正明氏との間で、定款第39条第2項及び会社法第427条第1項の規定により、同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低の責任限度額となります。ただし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務を行なうにつき善意でかつ重大な過失がない場合に限ります。
 - なお、廣瀬正明氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
 - 2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、該当責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとされています。ただし法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。廣瀬正明氏の再任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案

補欠監査役1名選任の件

本総会の開始の時をもちまして、補欠監査役選任の効力が失効しますので、改めて、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次の通りであります。

氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数	当社との特別 の利害関係
つちだ りょう 土田 亮 (戸籍名:寺西 ^{りょう} (1968年7月4日生)	1998年 4 月 上智大学法学部助手 2000年 4 月 東亜大学法学部専任講師 2002年 4 月 東亜大学法学部助教授 2003年 4 月 名城大学法学部助教授 東亜大学通信制大学院総合学術研究科法学専攻非常勤講師(現任) 2008年 4 月 大宮法科大学院大学法務研究科准教授名城大学法学部非常勤講師 2010年 1 月 弁護士登録(第二東京弁護士会)法律事務所フロンティア・ロー入所 2011年 4 月 大宮法科大学院大学法務研究科教授2012年 4 月 明治学院大学法科大学院非常勤講師 2014年 4 月 専修大学法学部諸律学科教授大宮法科大学院大学法務研究科非常勤講師 2015年 4 月 駒澤大学法学部諸学学科教授大宮法科大学院大学法務研究科非常勤講師2015年 6 月 りそな銀行社外監査役2017年11月ユーピーアール株式会社社外取締役(現任)2018年 4 月 立教大学経済学部非常勤講師 2018年12月ノエビアホールディングス社外監査役(現任)2019年 6 月 りそな銀行社外取締役監査等委員(現任)2020年 1 月 りそなアセットマネジメント社外取締役監査等委員(現任)	0株	無

- (注) 1. 土田亮氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 - 2. 土田亮氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、同氏は社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、同氏が監査役に就任した場合、弁護士及び大学教授としての見地から、企業法務に関する専門的な知識・経験等を当社の監査に活かしていただけるものと判断したためであります。
 - 3. 土田亮氏は、弁護士及び大学教授としての経験と実績に鑑み、会社の監査業務に十分な見識を有しており、監査役に就任した場合、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
 - 4. 土田亮氏が、社外監査役に就任した場合、定款第39条第2項及び会社法第427条第1項の規定により、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務を行なうにつき善意でかつ重大な過失がない場合に限ります。

第5号議案

取締役の報酬等の内容改定の件

当社の取締役の報酬額は、2002年1月9日開催の臨時株主総会において、年額4億円以内(但し使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まない。)とご承認頂いており、また、2015年6月25日開催の定時株主総会において、かかる報酬枠の範囲内で、当社の取締役(社外取締役を含まない。以下同じ。)に対し、年額1億円以内の範囲でストックオプションとしての新株予約権を報酬として発行することにつき、ご承認をいただいておりました。今般、役員報酬制度の見直しに伴い、取締役報酬に係る上記年額4億円以内の範囲内で、ストックオプションとしての新株予約権の報酬枠を年額1.5億円以内に変更するとともに、取締役に対して交付されるストックオプションとしての新株予約権の内容を以下のとおり変更することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、新株予約権を報酬として付与する理由及び新株予約権の内容等は以下のとおりであり、第2号議案をご承認頂けますと、本議案の対象となる取締役は4名となります。また、ストックオプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額となります。

1. 新株予約権を当社取締役の報酬として付与する理由

取締役の報酬と中長期の業績との連動性を高め、企業価値の持続的な向上への適切な動機づけを図ることを目的として、取締役に対してストックオプションとしての新株予約権を付与するものといたしたいと存じます。

- 2. 通常型ストックオプションとして発行する新株予約権の内容
- (1)発行する新株予約権の総数 各事業年度において、2.352個を新株予約権の数の上限とする。
- (2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とする。

新株予約権の目的となる株式の数は、各事業年度において、235,200株を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とする。

また、当社が合併、募集株式の発行、会社分割、株式分割または株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込を要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に 当該新株予約権に係る株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、その価額が新株予約権の割当日の終値(取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、当社が合併、募集株式の発行、会社分割、株式分割または株式併合等を行うことにより、行使価額を変更することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(5) 新株予約権の公正価額

行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデル等のオプション評価モデルにより算出した、公正な評価価額にもとづくものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の付与に係る取締役会決議の翌日から2年を経過した日より8年以内とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の権利行使時においても、当社もしくは当社子会社の取締役または これらに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他の正当な理由があると取締役会が認め た場合は、この限りではない。
 - ②その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡により新株予約権を取得するときは、当社取締役会の承認を要する。

- (9) 新株予約権の取得に関する事項
- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(7)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(10) その他の事項

その他の新株予約権の内容等については、取締役会決議により決定する

- 3. 株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の内容
- (1) 発行する新株予約権の総数

各事業年度において、2,648個を新株予約権の数の上限とする。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とする。

新株予約権の目的となる株式の数は、各事業年度において、264,800株を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とする。

また、当社が合併、募集株式の発行、会社分割、株式分割または株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込を要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

行使価額に当該新株予約権に係る株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、1円とする。

(5) 新株予約権の公正価額

行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデル等のオプション評価モデルにより算出した、公正な評価価額にもとづくものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の付与に係る取締役会決議の翌日から3年を経過した日より7年以内とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の権利行使時においても、当社もしくは当社子会社の取締役または これらに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他の正当な理由があると取締役会が認め た場合は、この限りではない。
 - ②その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡により新株予約権を取得するときは、当社取締役会の承認を要する。

(9) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(7)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(10) その他の事項

その他の新株予約権の内容等については、取締役会決議により決定する。

以上

第6号議案

米国完全子会社の役職員に対するストックオプションとしての 新株予約権発行を内容とするインセンティブプラン導入の件

当社では、当社の米国完全子会社(SOURCENEXT Inc.)の取締役及び使用人(以下「役職員」といいます。)を対象とした、ストックオプションとしての新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)を発行するグローバル・インセンティブプラン2021(以下「本インセンティブプラン」といいます。)を導入することといたしたいと存じます。

【本インセンティブプランの導入目的】

当社では、中長期的な当社の企業価値の増大を目指すにあたり、より一層役職員の意欲及び士気を向上させ、当社グループの結束力をさらに高めること、また、優秀な人材を獲得することを目的として、当社の米国完全子会社の役職員を対象とした本インセンティブプランを導入し、本インセンティブプランに基づき、当社の米国完全子会社の役職員に対して、無償にて本新株予約権を発行するものであります。

当社の米国完全子会社が所在するシリコンバレーでは、優秀な人材の獲得が常に最重要の経営課題の一つと考えられており、同地において活躍するグローバルで優秀な人材を獲得するためには本インセンティブプランの導入が不可欠と判断しています。当社の米国完全子会社では、本新株予約権を活用し、同地の最先端の技術、サービスや情報を収集・発掘し当社の製品開発に活かし、また当社製品の米国市場開拓に貢献することができる人材を確保していく予定です。

本インセンティブプランは、当社の米国完全子会社に対する投資価値を高め、ひいては当社の企業価値を増大させていくことに寄与するものと考えており、また、これらの目的及び趣旨に鑑み米国の税制適格をも受けることができるように設計する必要があるため、次頁以降の【本インセンティブプランの内容】記載の内容に従って新株予約権を発行していくことにつき、ご承認をお願いするものです。

【本インセンティブプランの内容】

第1 本新株予約権の発行要項

本新株予約権の発行要項は、以下のとおりとする。

日米税制適格型新株予約権 発行要項

1. 新株予約権の数の上限

4.000個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式400,000 株を上限とし、下記3. (1) により本新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に 本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。なお、本新株予約権はインセンティブ報酬として付与される新株予約権であり、金銭の払込みを要しないことは有利発行には該当しない。

- 3. 新株予約権の内容
- (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、取締役会の決議に基づき、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額 (1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値(取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。また、上記算式における「時価」とは、適用日(当該発行または処分の払込期日(払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日))の翌日以降(基準日がある場合は当該基準日の翌日以降)に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下同じ。)の平均値(終値のない日を除く。)とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下「行使期間」という。)は、付与決議日の2年後の応当日の翌日から付与決議日の10年後の応当日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (6) 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権者は、以下のア乃至力に掲げる各号の一に該当した場合には、未行使の新株予約権を行使できなくなるものとする。
 - ア 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - イ 新株予約権者が当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員である場合において、当社 の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や当社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇または辞職・辞任した場合
 - ウ 新株予約権者が当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員である場合において、当社の業務命令による場合または当社の書面による承諾を事前に得ず、当社及び当社の関係会社以外の会社 その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合
 - エ 当社または当社の関係会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合
 - オ 当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合
 - カ 新株予約権者の不正行為または職務上の義務違反もしくは懈怠があった場合
 - ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は新株予約権者の死亡後6カ月以内に限りこれを認めるものとし、以後は本新株予約権の行使を認めない。
 - ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- 5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3. (1) に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3. (2) で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3. (3) に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3. (3) に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項上記3. (4) に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3. (6) に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記4.に準じて決定する。

- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- 6. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

第2 本新株予約権に係る補足事項(SUB-PLAN)

本インセンティブプランに基づき発行される本新株予約権は、上記第1で定められる内容に加えて、以下に定める補足事項(SUB-PLAN)に従うものとする。

ソースネクスト株式会社(以下「当社」という。) 日米税制適格型新株予約権の発行要項に対する米国サブプラン

日米税制適格型新株予約権の発行要項に対する米国サブプランの要項(以下「本サブプラン」という。)は、日米税制適格型新株予約権の発行要項(以下「本プラン」という。)に基づき、米国に居住する個人または米国の連邦所得税の対象である個人に対して付与されるストックオプション(以下、当該オプションを「本オプション」という。)に適用されるものである。なお、本サブプランは、本プランの一部である。また、明示的なものか黙示的なものかを問わず、本プラン及び本サブプランの規定の間に抵触がある場合には、本サブプランが優先されるものとする。

1.本サブプランの対象となる株式

- (a) <u>本サブプランの対象となる本プランによる最大株式数</u> 第6条に基づき、本プランに基づき留保される当社の普通株式(以下「本株式」という。)のうち400,000株以下の数が本オプションの対象となり、本サブプランに基づき売却することができる。
- (b) 本サブプラン 「6. 調整」に規定されている調整が行われた場合、税制適格ストックオプション(1986年米国内国歳入法の第422条(その後の改正も含む。)(以下「本法」という。)及び本法に基づき公布された規則において定められるものを意味し、以下、当該オプションを「ISO」という。)の行使に際して発行できる本株式の最大数は、1.(a)に定める本株式の数に、本1.(b)に従い、本法第422条及びこれに基づき公布された規則の下で許容される範囲において本サブプランの下で利用できることとなる本株式の数を加えた数と同数とする。

2.本サブプランの管理 本サブプランは、(A)当社の取締役会(以下「本取締役会」という。)、(B)適用ある法令に従って構成され、本取締役会が正式に指名した委員会(以下「本委員会」という。)、または(C)当社の本子会社(以下に定義する。)の取締役会(いずれの場合も「本管理者」という。)により運用される。各本サービス提供者(以下に定義する。)のグループについては、各本委員会が本サブプランを運用することもできる。本サブプランの定めに従い、また、本サブプランに定めるところ(また、本委員会については、本取締役会によって当該本委員会に委託された特定の職務)に従い、本管理者は、本サブプランを管理する上で必要または有用とみなされるすべての決定を、自らの裁量で行う権限を有する。本管理者の判断、決定及び解釈は、最終、かつ、発行済の本オプションの所有者(以下「本参加者」という。)全員を拘束するものである。

3.適格性 ISOは、当社または当社の本法第424(e)条で定義された「親会社」(以下「本親会社」という。)もしくは本法第424(f)条で定義された「子会社」(以下「本子会社」という。)に雇用される者(以下「本従業員」という。)に対してのみ付与することができる。税制非適格ストックオプション(以下「NSO」という。)は、当社または本親会社もしくは本子会社に対して(1)資本調達取引における有価証券の募集または売出しに関係せず、かつ、(2)当社の有価証券の市場での販売促進または維持活動を直接行うものではない、真正な役務を提供するすべての自然人、本従業員または本取締役会メンバー(以下「本サービス提供者」という。)に付与することができる。本オプションそれぞれは、本オプションの要項を定めた契約(以下「本オプション契約」という。)において、ISOまたはNSOのいずれかとして指定されるものとする。

4.ストックオプション

- (a) 本オプションの期間 本オプションそれぞれの期間は、本オプション契約においてより短い期間とすることが定められている場合を除き、付与日から10年間とする。ただし、付与時に当社または本親会社もしくは本子会社の全種類の株式の総議決権数の10%以上に相当する株式を所有する本参加者に付与されたISOについては、本オプション契約においてより短い期間とすることが定められている場合を除き、その期間を付与日から5年間とする。
- (b) 行使価格 本オプションに係る本株式1株当たりの行使価格は、付与日時点の本株式1株当たりの本公正市場価額 (以下に定義する。)を下回らない限度で本管理者が決定するものとする。さらに、当社または本親会社もしくは本子会社の全種類の株式の総議決権数の10%以上に相当する株式を所有する本従業員に付与されたISOについては、本株式1株当たりの行使価格は、付与日時点の本株式1株当たりの本公正市場価額の110%を下回らないものとする。以上の本4.(b) における定めにもかかわらず、本オプションは、本法第424(a)条に規定される取引により、かつ、これに従った方法で、付与日時点の本株式1株当たりの本公正市場価額を下回る本株式一株当たりの行使価格で付与することもできる。
- (c) 本サービス提供者としての関係が終了した後の本オプションの行使 本参加者が本サービス提供者ではなくなった場合、本参加者の本オプションは、本参加者の死亡または障害 (ISOの場合、本法第22(e)(3)条に定義された恒久的な高度障害を意味する。)による場合は本サービス提供者でなくなったときから6カ月以内に、その他の理由による場合は本サービス提供者でなくなったときから30日以内に、または本オプション契約においてより長い期間の定めがある場合には当該期間(ただし、本オプション契約に定める当該オプション期間の満了日は超えないものとする。)内に、終了日において本オプションの権利が確定している範囲で行使することができる。

- (d) 本公正市場価額とは、いかなる日においても、以下のとおり決定される株式価値を意味する。
- (i) 本株式が証券取引所または国内市場システム(ナスダック市場におけるグローバルセレクトマーケット、グローバルマーケットまたはキャピタルマーケットを含むがこれに限られない。)に上場している場合には、本公正市場価額は、決定日において、ウォールストリートジャーナルまたはその他の本管理者が信頼に足りるとみなす情報源により報告され、当該証券取引所または国内市場システムにおいて値付けされている、当該株式の終値(当該日に終値が報告されなかった場合には、終値が報告された最終取引日の終値)とする。
- (ii) 本株式が取引価格が報告されることのない著名な証券ディーラーにおいて定期的に値付けされている場合には、本公正市場価額は、決定日(当該日において買付け及び売付けの報告がなされない場合には、買付け及び売付けが報告された最終取引日とする。)における、ウォールストリートジャーナルまたはその他の本管理者が信頼に足りるとみなす情報源により報告された買い付けに係る高値及び売り付けに係る安値の中間値とする。
- (iii) 本株式が証券取引所に上場されていない場合には、本公正市場価額は、本管理者により誠実に決定される。

5.本オプションの譲渡制限

- (a) 本オプション契約が別途規定した場合を除き、遺言または相続及び遺産分配に関する法律による方法以外の方法で本オプションを売却、担保の設定、譲渡、質権設定またはその他の方法により移転してはならず、本オプションは、本参加者のみが本参加者の生存中に行使することができるものとする。
- (b) さらに、当社が1934年米国証券取引所法の第13条または第15(d)条(その後の改正を含む)(以下「本証券取引所法」という。)の開示義務の適用を受けない限り、または、本証券取引所法に基づき公布された規則12h-1(f)の規定の下での本証券取引所法の登録免除に現在もしくは将来依拠しない、または依拠することができないと本管理者が判断するまでの間、本オプション契約において別途定義された場合を除き、本オプションまたは行使前の本オプションの対象となる本株式は、担保の設定、質権設定その他のいかなる方法(一切のショートポジション、一切の「プットと同等のポジション」または一切の「コールと同等のポジション」(本証券取引所法の規則16a-1(h)及び規則16a-1(b)にそれぞれ定義する。)の保有によるものを含む。)による譲渡または処分もしてはならない。
- 6.<u>調整</u> 配当またはその他の分配(現金、本株式、その他の有価証券またはその他の財産の形式を問わない。)、資本再構成、株式分割、株式併合、再編成、吸収合併、新設合併、会社分割、スピンオフ、提携、買戻しまたは当社の本株式もしくはその他の当社の有価証券の交換、または本株式に影響を及ぼす当社のその他の会社構成の変更が生じた場合、本管理者は、本サブプラン下での提供を意図する利益または潜在的利益の縮小または拡大を防ぐため、本サブプランに基づき交付できる株式の数及び種類及び/または発行済の各本オプションの対象になる株式の数、種類及び価格を調整する。ただし、当社が本オプションに関してカリフォルニア州会社法第25102(o)条による特例に

依拠する限りは、本管理者は、同法同条により義務付けられる本オプションに対する当該調整を行うものとする。

7.本サブプランの期間 本サブプラン8.に基づき、本サブプランは、本取締役会がこれを採択した時から有効となる。 本サブプラン9.に基づき中途解約された場合を除き、本サブプランは、本サブプランの効力発生日から10年間有効となる。

8.<u>本サブプラン採択に対する株主の承認</u> 本サブプランは、本取締役会において本サブプランが承認されてから12カ 月以内に、適用法令上義務付けられる方法及び程度において、当社の株主の承認を得なければならない。

9.<u>本サブプランの修正及び終了</u> 本取締役会は、いつでも本サブプランを修正、変更、停止または終了することができる。当社は、適用法令の遵守に必要かつ適切と認められる限りにおいて、株主から本サブプランの修正に関する承認を得る。本参加者及び本管理者が書面で別途合意した場合を除き、本サブプランの修正、変更、停止または終了は、本参加者の権利を実質的に害するものではない。本サブプランの終了は、本管理者が本契約に基づき付与された発行済みの本オプションに関する権限を行使する能力に何ら影響を与えるものではない。

以上

(添付書類)

事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、依然として厳しい 状況にあります。国内外での感染拡大防止策を講じる中で回復の動きが期待されているものの、緊急事態宣 言の再発令等により一時的に持ち直しが動いた経済活動も再び低迷するなど、先行きが見通せない事業環境 となりました。

当社グループを取り巻く環境におきましては、当連結会計年度のパソコン出荷台数は前年比127.5%と好調に推移しました(2021年4月、JEITA調べ)。また観光目的の国際的な移動の制約が続いたこともあり、2021年3月の訪日外客数は12,300人(前年同月比93.6%減)となりました(2021年4月、日本政府観光局調べ)。

当社グループの主力製品であるAI通訳機「POCKETALK(ポケトーク)」も海外旅行者ならびにインバウンド事業者向けの需要が減少し、売上高は90億3百万円から22億86百万円(前期比74.6%減)と大きな影響を受けました。

こうした状況の中、「ポケトーク」を使った語学学習を訴求するべく、翻訳言語の追加や語学学習に役立つ発音練習機能を追加開発いたしました。更には、テレワークの環境下で増加傾向にあるリモート会議において、高まる翻訳ニーズを背景に「ハンズフリー翻訳(β 版)」の新機能も開発しました。あわせて全国の医療機関や保健所への寄贈や、リモート授業を導入する各教育機関への導入も推し進めました。

その他の施策として、「ポケトーク S」の姉妹品である「ポケトーク S Plus」、AIボイス筆談機「タブレットmimi」と自動で文字になるボイスレコーダー「AutoMemo(オートメモ)」などの新IoT製品を多数投入しました。また、米国Molekule社の開発した空気清浄機「モレキュル」も国内独占販売権を取得し、販売しました。

その他、内閣府のテレワーク推進を受けてテレワーク関連の製品を販売したことが、国内需要を大きく捉えることとなりました。会議室用webカメラ「Meeting Owl (ミーティングオウル)」は特に好調で、2021年2月に累計出荷台数10,000台を突破する人気商品となりました。同じくパソコンソフトにつきましても、テレワーク向けの製品ラインナップの拡充や、販売所並びにプロモーションを拡充し、売上基盤を力強く後押ししました。

このように訪日外客数の落ち込みによる「ポケトーク」の売上減少を、新製品投入と既存製品の拡充で補った結果、当連結会計年度の売上高は、128億51百万円(前期比25.6%減)、売上総利益は75億94百万円(前期比25.4%減)となりました。

販売費及び一般管理費につきましては営業活動の範囲や影響を踏まえて、効果的な削減に取り組みました。特に、海外旅行者や訪日外客が減少したことを踏まえて「ポケトーク」に関する広告宣伝費及び販売促

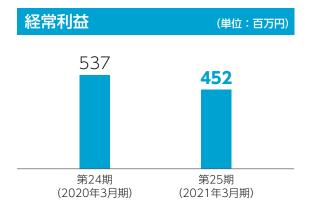
進費を大幅に抑制いたしました。

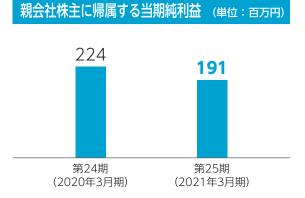
この結果、販売費及び一般管理費は70億54百万円(前期比27.4%減)となり、当連結会計年度の営業利益は5億40百万円(前期比13.8%増)と前年を上回る結果となりました。

経常利益は新型コロナウイルスの感染拡大が長期化したことにより、中国の持分法適用関連会社に対する loT製品の注文が減少したことを背景に、当初想定していたほどの売上が伸びず、持分法による投資損失が 86百万円発生し、4億52百万円(前期比15.8%減)となりました。更には子会社の事業構造改善費用が発生したため、親会社株主に帰属する当期純利益は、1億91百万円(前期比15.0%減)となりました。

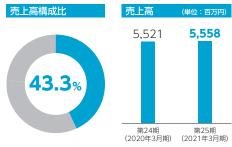








自社オンラインショップ



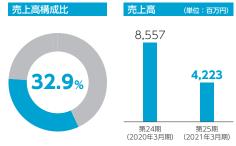
当社のwebサイトに併設されたオンラインショップで、IoT製品・ソフトウェア等の販売を行なっております。

売上高は55億58百万円(前期比0.7% 増)となりました。

●営業概況・主な施策

- ・新型コロナウイルスの影響による外出自粛に伴うテレワークや「巣ごもり需要」の拡大によって、パソコンソフトの売上が続伸しました。 新作のwebカメラの背景映像変更ソフト「XSplit VCam」や、web 会議が録画できる「B'sレコーダー」などに加えて、既存製品の売上の 支えが後押ししました。
- ・ポケトークは前年より減少した需要をカバーするべく、語学隔週の訴求や、初代からW、S、S Plusへの乗換サービスも実施しました。
- ・「タブレットmimi」は「ポケトークmimi」とあわせた「mimiシリーズ」として展開し、特典ポイント企画や折り込みチラシ限定ページ作成など、製品認知の拡大に努めました。
- ・オートメモは、専用ケースの販売開始、並びにweb会議録画やお客様の声などのコンテンツを追加することで収益の拡大に繋げました。
- ・「ミーティングオウル」は各賞の受賞キャンペーンを開催しました。
- ・「モレキュル」ブランドサイトをリニューアルして追加ラインナップ 別の機能を分かりやすく説明しました。「お試しキャンペーン」も好 評でした。

家電量販店



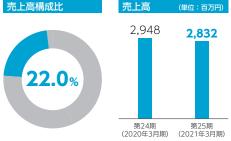
主に全国の家電量販店において、個人ユーザー向けのIoT製品及びパソコンソフト等の販売を行なっております。

売上高は42億23百万円(前期比50.6%減)となりました。

●営業概況・主な施策

- ・「ポケトーク」は前期に比べて需要が減少したものの、「ポケトークで英語学習」などの店頭POPに切り替え、語学学習としての訴求を拡大しました。
- ・「タブレットmimi」は補聴器を取り扱う眼鏡販売店「メガネの愛眼」でも販売を開始し、新規の販路開拓を推し進めました。「オートメモ」は量販店でのデモ機展開を拡大しました。
- ・「ミーティングオウル」は製品見本の設置や、POPによる受賞履歴・ 導入実績の訴求を行うなど、店頭展開を強化し売上拡大に繋げまし た。
- ・年賀状シーズンは「筆王」「筆まめ」「宛名職人」を拡販しました。 店頭展開は多少苦戦したものの、シーズン期間中の売場確保や店頭展 開の拡大に努めました。
- ・テレワークやオンライン学習の需要が増加し「ZEROウイルスセキュリティ」「ZEROスーパーセキュリティ」などのセキュリティソフトや、タイピングソフトの「特打」シリーズの売上も増加しました。

法人営業



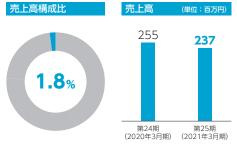
法人向け「ポケトーク」を始めとするIoT製品並びにテレワーク関連のハードウェアの販売・レンタル提供や、パソコンソフト・スマートフォンアプリの使い放題サービス等の提供を行なっております。

売上高は28億32百万円(前期比3.9%減) となりました。

●営業概況・主な施策

- ・「ポケトーク」は新規並びにレンタル需要が減少したものの、在日外 国人向けの需要を抱える企業からのニーズは継続しており、堅調に推 移しております。
- ・「ミーティングオウル」は大手企業からの受注が増え、収益が拡大しました。企業だけでなく大学などでの授業の導入も進みました。
- ・「タブレットmimi」は特例子会社や高齢者福祉施設での円滑なコミュニケーションをサポートできることなどをPRし、全国20社以上への導入を進めました。
- ・大手キャリアへの定額アプリ使い放題サービスへのコンテンツ提供及 び販売は、一部キャリアでの会員数が増加したことによる広告施策が 好影響となり、売上の拡大に繋がりました。
- ・その他「スマート留守電」や「アプリ超ホーダイ」などの月額利用が 堅調に推移しました。パソコンソフトの法人ライセンス等はテレワー クによりセキュリティソフトの需要が増加したものの、前期にあった 「Windows 7」サポート期限終了に伴うパソコンの入替需要が今年 は無かったため、全体的に減少する運びとなりました。

その他



売上高は2億37百万円(前期比7.1%減)となりました。

●営業概況・主な施策

- ・2020年は新型コロナウイルスの世界的な流行によって海外での「ポケトーク」拡販も縮小しておりましたが、米国のSourcenext Inc.を通じて「ポケトーク」を医療機関へ850台寄付したことが評価され、Newsweek誌「パンデミックにおけるGood company 50社」に選出されました。
- ・第4四半期ではホリデーシーズン終了後もAmazonのネットショッピングでの個人消費が堅調で、Amazonの売上は第4四半期で昨対比2.6倍、3月の売上は昨対比で9.3倍と急伸しております。
- ・その他は主にアジア・タイでのプロモーション活動が進みました。マレーシアでもポップアップストアでの展開が開始し、駐在邦人を中心に販売が進みました。

当社グループはIoT製品、ソフトウェアの企画・開発・販売及びその他のサービス事業の単一セグメントでありますが、各販売チャネルの営業概況は上記の通りです。当連結会計年度より、販売チャネルの区分を変更しております。従来「その他」に区分しておりました法人営業を「スマートフォン通信事業者(キャリア)」に追加し、名称を「法人営業」に変更しております。このため前期との比較については、変更後の数値に組み替えて比較を行なっています。

② 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は、10億48百万円となりました。そのうち主な内容は、販売用ソフトウェア・プログラムの機能改良及び購入等に7億8百万円、社内使用ソフトウェアに3億10百万円となっております。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、IoT新製品の生産並びに海外輸入製品の仕入所要資金として、金融機関より長期借入金15億円の調達を実施しました。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行なっておりません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

		第22期 (2018年3月期)	第23期 (2019年3月期)	第24期 (2020年3月期)	第25期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売上高	(千円)	9,494,658	14,710,520	17,282,086	12,851,060
経常利益	(千円)	1,258,729	905,628	537,598	452,810
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	1,261,194	615,880	224,940	191,101
1株当たり当期純利益	(円)	10.18	4.64	1.65	1.40
総資産	(千円)	10,250,413	17,398,997	17,029,721	20,331,517
純資産	(千円)	6,504,101	11,923,437	12,091,788	12,364,664
1株当たり純資産	(円)	51.92	86.89	87.88	89.63

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。また1株当たり純資産は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。
 - 2. 当社は、2018年2月1日付及び2018年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行なっております。これに伴い、第22期の期首に当該株式分割が行なわれたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
SOURCENEXT Inc.	100千ドル	100.0	海外のソフトウェアや技術の発掘・契約交渉及 び米国における当社製品の販売
EUS株式会社(旧名称 株式会社筆まめ)	100,000千円	100.0	パソコンソフト及びハードウェアのユーザーサ ポート
ロゼッタストーン・ジャパン株式会社	10,000千円	100.0	語学学習ソフト「Rosetta Stone (ロゼッタストーン)」の販売
Sourcenext B.V.	3,000千1-0	100.0	ソフトウェア及びハード製品の企画・開発・販 売

(4) 対処すべき課題

当社の属するコンシューマ向けソフトウェアおよびハードウェア業界におきましては、スマートフォン・タブレット市場の急速な拡大に加え、技術革新の進展、テレワークの拡大とそれに伴う個人情報を含む情報セキュリティ意識の高まり、AI技術の応用範囲の拡大、IoT製品のコンシューマへの浸透などの要因により、今後より一層の事業拡大が予想されます。これに伴い、更なる競争の激化が進む可能性もあります。またAI通訳機「ポケトーク」に関しては当社製品以外にも国内大手企業、及び世界でも次々と新製品が発表されており、今後自動翻訳技術を利用した通訳機は大きな市場を生み出していくものと予測しております。このような環境のもと、当社は新たな市場を創造するため、以下の課題に対処して参ります。

① 新製品の企画・開発

今後ますますの需要拡大が見込まれる、IoT製品およびAI技術応用製品の企画・開発に注力すると共に、既存事業のソフトウェア事業を強化して参ります。ソフトウェアタイトルの拡大におきましては、品質・コスト・開発期間のバランスに留意し、自社製品の開発や国内外の複数の開発会社からの知的財産権の取得など、様々な手法を用いて、有力ジャンルの製品開発を進めて参ります。IoT製品の新製品開発については、製品がインターネットに繋がることで、これまでに存在しなかった新たな市場の創出が見込まれることから、「ポケトーク」はもちろん、AI通訳機以外の分野についても当社の20年以上のソフトウェア開発経験をハードウェア製品と融合させていくことで、IoT事業を強化して参ります。また、国内におけるテレワークの浸透など、短期的に環境が大きく変わる中で、市場に求められる製品を企画・開発し、スピーディに提供して参ります。

② 販売チャネルの拡大

当社は、国内においては主要家電量販店、通信キャリア等と協業しての販売や「ポケトーク」をはじめとする IoT製品の法人への導入を推進することにより、更なる販売チャネルの維持・拡大を推進して参ります。また、新型コロナウイルス感染症の収束は不透明な状況であり、引き続き店頭での販売が影響を受けることが予測されるため、自社オンラインショップの商材拡充および販売、法人営業の強化に、より一層注力して参ります。さらに、製品を多言語化することなどにより、国外への展開を推し進めて参ります。AI通訳機の海外展開につきましては、米国・欧州に加え、アジアでの積極的な販路開拓を進めて参ります。世界への販路拡大を図り、今後の更なる業績拡大に繋げて参ります。

③ ユーザー層の拡大

当社の売上の多くは自社オンラインショップ販売と家電量販店等の店頭パッケージ販売、法人向け販売によるものであります。これらのチャネルにつきましては、長期的なブランド形成という観点からも、引き続き非常に重要と考えております。同時に、携帯キャリア、携帯キャリア以外の通信キャリア(ISP等)、全国の法人向け販売代理店など、他社と協業することで新しいチャネルを構築していくことも必要であると認識しております。販路の拡大によるユーザー層の拡大のみならず、M&A等によるユーザー層の拡大もにらみ、こうした提携を積極的に進めていく所存であります。

④ 収益力の向上

売上の拡大と同時に継続的かつ効果的なコスト管理を実施することが必要であると認識いたしております。 売上の拡大につきましては、従来の売り切り型に加え、サブスクリプション型の収益モデルを拡大することで 安定的な収益基盤を築いて参ります。当社は、引き続き全社的な予算実績管理を徹底し、原価削減及び効果的 な販売費及び一般管理費の支出を行ない、一層の収益力の向上を図っていく所存であります。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社グループの事業は、パソコン・スマートフォンソフトウェアおよびハードウェア製品の企画・開発・販売から 構成されております。

開発方法につきましては、自社で企画した製品について、自社で開発するケースと国内外の開発会社に外注形式で開発委託をするケース、他社が著作権をもつ製品のライセンスを受けて製品化するケースに大別されます。国内外の開発会社に外注形式で開発委託をする場合は、製品のすべて又は一部に対して当社が著作権を保持するのが通常であります。

当社グループは上記の単一セグメントであり、セグメントごとの記載をしておりません。当社グループが提供する 主な品目別の主要ブランドの概況は下記の通りです。

ポケトーク	互いの言葉を話せない人同士が自国語のままで対話できるAI通訳機です。「ポケトーク W」、「ポケトーク S J および「ポケトーク S Plus」では、61言語を音声・テキストに翻訳し、21言語をテキストのみに翻訳できます。最新モデルの「ポケトーク S J 、「ポケトーク S Plus」はカメラ翻訳機能を搭載しました。英語・中国語の会話レッスン機能も好評で、シリーズ累計出荷台数(サンプル等除く)は、80万台を突破しました。※初代、「ポケトーク W」、「ポケトーク S J および「ポケトーク S Plus」を含む。	
ハガキ	3製品の住所録&はがき作成ソフトはいずれも、初めての方でもやさしく使えることが特徴です。業界トップシェアの「筆まめ」、コストパフォーマンスに優れる「筆王」に加え、Mac用の「宛名職人」と幅広く取りそろえております。	
セキュリティ	2003年より自社ブランドのセキュリティ対策ソフトとして展開しております。2006年には、年間更新料0円の「ZEROウイルスセキュリティ」、2011年には性能世界一のビットデフェンダー製エンジンを搭載した「ZEROスーパーセキュリティ」を発売しました。ウイルス対策ソフトののべ登録者数は1100万人を突破しました。	
PDF	PDFの作成・変換・編集が簡単、スピーディに行なえる定番ソフトとして、販売本数18年連続第1位を獲得するロングセラー製品です。企業など法人での導入実績は、9,800社以上で、文書管理の効率アップやコスト削減、テレワークの拡大に貢献します。	
ミーティング オウル	360°カメラとエコーキャンセリングマイク、スピーカーを搭載した会議用webカメラです。カメラが全体を映し出すとともに、AIが声や動きを360°の広範囲で認識し、発言者に自動フォーカスします。2020年7月の発売から2021年2月時点で累計出荷台数(サンプル等除く)は1万台を突破しました。	
B's Recorder	CD やDVD を焼くライティングソフトの定番です。1994年の誕生以来、着実にバージョンアップを重ねる一方、使いやすいツールを「B's」シリーズとして拡充しています。新作のweb会議録画ができる「B'sレコーダー」も好評で、シリーズ全体ののベ出荷本数は980万本を突破した人気商品です。	
ロゼッタストーン	英語・中国語など24言語をカバーし、世界500万人に使われている世界的な語学ソフトです。スマートフォンやタブレットでもお使いいただける他、「ポケトーク」と「ロゼッタストーン」を連携した語学アプリ「POCKETALK Link」(ポケトーク・リンク)も提供しております。	

(6) 主要な事業所 (2021年3月31日現在)

① 当社

	本社	東京都港区
--	----	-------

② 主要な子会社

SOURCENEXT Inc.	アメリカ カリフォルニア州
EUS株式会社	神奈川県横浜市
ロゼッタストーン・ジャパン株式会社	東京都港区
Sourcenext B.V.	オランダ アムステルダム

(7) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
146名 (3名)	7名増(1名増)

- (注) 1. 臨時従業員数は() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 - 2. 当社グループは単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	71名	4名増	38.8歳	9年
女性	61名	10名増	34.3歳	5.9年
合計又は平均	132名	14名増	36.8歳	7.6年

- (注) 1. 上記従業員数は就業人員であり、臨時従業員3名 (期中平均) は含まれておりません。
 - 2. 平均年齢及び平均勤続年数は小数第2位以下を切り捨てて表示しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借 入 先	借入額(千円)
株 式 会 社 三井住友銀行	1,863,000
株式会社 三菱UFJ銀行	1,577,500
株式会社 みずほ銀行	1,577,500
株 式 会 社 埼玉りそな銀行	300,000

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 361,120,000株

② 発行済株式の総数 136,256,800株

③ 株主数 49,361名

4 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
松田憲幸	35,663,200	26.17
㈱ヨドバシカメラ	14,438,400	10.59
日本マスタートラスト信託銀行㈱(信託口)	6,844,700	5.02
松田里美	3,696,000	2.71
(㈱日本カストディ銀行 (信託口)	2,060,500	1.51
㈱日本カストディ銀行(信託□5)	1,425,000	1.04
㈱日本カストディ銀行(信託口6)	1,265,000	0.92
㈱新進商会	1,200,000	0.88
THE BANK OF NEW YORK 134088	1,191,700	0.87
㈱日本カストディ銀行(信託□1)	1,179,100	0.86

⁽注) 持株比率は、自己株式(24株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権等に関する事項

名称		第4回新株予約権	第6回新株予約権
発行決議日		2013年8月29日	2015年6月25日
新株予約権の数		23個	131個
新株予約権の目的	となる株式の種類と数	普通株式 9,200株	普通株式 52,400株
新株予約権の払込	·金額	(注) 1	(注) 1
新株予約権の行使	に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり90,000円 (1株当たり 225円)	新株予約権1個当たり78,800円 (1株当たり 197円)
新株予約権の権利	行使期間	2015年8月30日から 2023年8月29日まで	2017年6月26日から 2025年6月25日まで
新株予約権の主な	行使条件	(注) 2	(注) 2
 役員の保有状況	取締役(社外取締役を除く)	1名 (注)3	3名 (注)3

名称		第7回新株予約権	第8回新株予約権
発行決議日		2016年6月27日	2017年8月30日
新株予約権の数		218個	241個
新株予約権の目的となる株式	式の種類と数	普通株式 87,200株	普通株式 96,400株
新株予約権の払込金額		(注) 1	(注) 1
新株予約権の行使に際してと	出資される財産の価額	新株予約権1個当たり58,800円 (1株当たり 147円)	新株予約権1個当たり55,600円 (1株当たり 139円)
新株予約権の権利行使期間		2018年6月28日から 2026年6月27日まで	2019年8月31日から 2027年8月30日まで
新株予約権の主な行使条件		(注) 2	(注) 2
役員の保有状況 取締役	(社外取締役を除く)	2名	3名 (注)3

名称		第11回新株予約権	第12回新株予約権
発行決議日		2018年6月26日	2019年6月26日
新株予約権の数		194個	202個
新株予約権の目的となる株式の種類と	-数	普通株式 38,800株	普通株式 20,200株
新株予約権の払込金額		(注) 1	(注) 1
新株予約権の行使に際して出資される	お財産の価額	新株予約権1個当たり89,000円 (1株当たり 445円)	新株予約権1個当たり43,700円 (1株当たり 437円)
新株予約権の権利行使期間		2020年6月27日から 2028年6月26日まで	2021年6月27日から 2029年6月26日まで
新株予約権の主な行使条件		(注) 2	(注) 2
役員の保有状況 取締役(社外取組	静役を除く)	3名	3名

名称	第13回新株予約権	第14回新株予約権
発行決議日	2019年7月25日	2020年6月18日
新株予約権の数	261個	660個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 26,100株	普通株式 66,000株
新株予約権の払込金額	(注) 1	(注) 1
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり43,600円 (1株当たり 436円)	新株予約権1個当たり31,700円 (1株当たり 317円)
新株予約権の権利行使期間	2021年7月26日から 2029年7月25日まで	2022年6月19日から 2030年6月18日まで
新株予約権の主な行使条件	(注) 2	(注) 2
役員の保有状況 取締役(社外取締役を除く)	3名	3名

- (注) 1. 新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
 - 2. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところに
 - その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
 - 3. 取締役1名が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものです。

② 当事業年度中に従業員等に職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

名称		第14回新株予約権	
発行決議日		2020年6月18日	
新株予約権の数		808個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 80,800株	
新株予約権の払込金額		(注) 1	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり31,700円 (1株当たり 317円)	
新株予約権の権利行使期間		2022年6月19日から 2030年6月18日まで	
新株予約権の主な行使条件		(注) 2	
使用人等の保有	当社使用人	36名	
状況	子会社の役員及び使用人	-	

名称		第2回日米税制適格型新株予約権
発行決議日		2020年6月18日
新株予約権の数		555個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 55,500株
新株予約権の払込金額		(注) 1
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり31,700円 (1株当たり 317円)
新株予約権の権利行使期間		2022年6月19日から 2030年6月18日まで
新株予約権の主な行使条件		(注) 2
使用人等の保有	当社使用人	-
状況 	子会社の役員及び使用人	3名

⁽注) 1. 新株予約権と引換えに払い込みは要しない。

^{2.} 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の氏名等(2021年3月31日現在)

会社における地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役会長 兼 CEO	松田憲幸	SOURCENEXT Inc. President & CEO ロゼッタストーン・ジャパン株式会社 代表取締役 社長
代表取締役社長 兼 COO	小嶋智彰	UMEOX Innovations Co.,Ltd.董事 Sourcenext B.V. CEO
取締役専務執行役員 (新規事業担当)	藤 本 浩 佐	
取締役常務執行役員 兼 CFO (管理担当)	青 山 文 彦	
取締役	久保利 英 明	日比谷パーク法律事務所 代表 株式会社日本取引所グループ 社外取締役 桐蔭法科大学院 教授 コインチェック株式会社 社外取締役
取締役	安藤 国 威	一般社団法人Japan Innovation Network 理事 公立大学法人長野県立大学 理事長
取締役	中井戸信英	いちご株式会社 独立社外取締役 一般社団法人日本CHRO協会 理事長 イーソル株式会社 社外取締役
常勤監査役	廣瀬 正明	Solve株式会社 監査役
監査役	小 林 哲 也	小林総合法律事務所 代表 医療法人報徳会宇都宮病院 監事
監査役	髙野角司	税理士法人髙野総合会計事務所 総括代表社員 学校法人幾德学園神奈川工科大学 評議員

- (注) 1. 取締役久保利英明氏、安藤国威氏及び中井戸信英氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 - 2. 監査役小林哲也氏及び髙野角司氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 - 3. 監査役廣瀬正明氏は、長年にわたる経理業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものでありま

 - 4. 2021年2月1日付で、松田憲幸氏は代表取締役社長から代表取締役会長 兼 CEOに就任いたしました。 5. 2021年2月1日付で、小嶋智彰氏は取締役から代表取締役社長 兼 COOに就任いたしました。 6. 2021年2月1日付で、青山文彦氏は取締役から取締役常務執行役員 兼 CFOに就任いたしました。

 - 7. 安藤国威氏、中井戸信英氏、小林哲也氏及び高野角司氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員と指定し、同取引所に届け 出ています。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額	\$	報酬等の種類別の総額	Į.	対象となる
	〒以町川寺 リカルでは	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	役員の員数
取締役 (うち社外取締役)	130,673千円 (28,836千円)	125,457千円 (28,836千円)	-	5,215千円 (-)	8名 (4名)
 監査役 (うち社外監査役)	23,814千円 (12,000千円)	23,814千円 (12,000千円)	_	_	4名 (2名)
合計 (うち社外役員)	154,488千円 (40,836千円)	149,272千円 (40,836千円)	_	5,215千円 (-)	12名 (6名)

- (注) 1. 上記には、2020年6月18日開催の第24回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名及び監査役1名を含んでおります。
 - 2. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は、2002年1月9日付臨時株主総会において年額400,000千円と決議いただいております(報酬限度額に使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まない)。

当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名(うち、社外取締役は0名)です。

また、2015年6月25日開催の第19回定時株主総会において、ストックオプション報酬額として年額100,000千円以内と決議いただいております。

当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は4名です。

- 3. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は、2002年1月9日付臨時株主総会において年額100,000千円と決議いただいております。
 - 当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。
- 4. 非金銭報酬等の内容は取締役3名を対象としたストックオプションによる報酬額です。

口. 役員報酬等の内容の決定に関する方針

社外取締役を除く取締役の報酬等の構成は、基本報酬、賞与及びストックオプションの3種類とし、社外取締役の報酬は基本報酬のみとしております。

基本報酬については、株主総会で決議された報酬の枠内で、各取締役が担当する役割の大きさに基づき、その基本となる額を設定していますが、貢献度や戦略企画推進力等により一定の範囲内で変動します。賞与については、各取締役の目標達成度や戦略企画推進力などに応じて個別の配分額を決定します。基本報酬及び賞与の個々の具体的な金額は代表取締役社長が社外役員と協議のうえ決定しております。ストックオプションは、株主総会で決議された報酬の枠内で付与するものとし、個々の具体的な付与数は取締役会にて決定します。

なお、当社は2020年5月13日開催の当社取締役会決議により、報酬諮問委員会を設置しております。報酬諮問委員会は、当社の全ての社外取締役3名及び別途取締役会の決議によって選定された取締役で構成される任意の諮問機関であり、委員長は独立社外取締役の中から選定されます。報酬諮問委員会は、報酬決定プロセスに客観性及び透明性を確保するために、以下の事項について審議、決定を行います。報酬諮問委員会による以下の事項に関する決定の対象は2022年3月期に係る取締役の報酬からとなります。

- a. 取締役の報酬等を決定するにあたっての方針、報酬体系及び報酬水準
- b. 株主総会に付議する取締役の報酬等に関する議案の原案
- c. 取締役会に付議する取締役の個人別の報酬等の内容
- d. その他経営上の重要な事項で、取締役会が必要と認めた事項

なお、2021年4月22日の取締役会において、会社法改正による当社の取締役の報酬の決定方針を改めて決議いたしました。概要は以下の通りです。

当社の役員報酬は、当社グループの企業価値の持続的な向上への適切な動機づけを図るために、①基本報酬としての固定報酬、②当該事業年度の連結業績を反映する業績連動報酬、③中長期の業績と連動させることを企図したストックオプションによって構成するものとし、取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、透明性・公正性・合理性を確保するための措置を講ずるものとします。なお、社外取締役については固定報酬のみによって構成します。

③ 社外役員に関する事項

イ. 当社と重要な兼職先との関係

区分	氏名	重要な兼職先	当該兼職先との関係
久保利英明	日比谷パーク法律事務所	同氏以外の弁護士と法律顧問業務等の委託 取引があり、弁護士報酬は、他の法律事務所 の弁護士と同様の条件で決定しておりま す。	
	7 (51/1327)3	株式会社日本取引所グループ	特別な関係はありません。
		桐蔭法科大学院	特別な関係はありません。
取締役		コインチェック株式会社	特別な関係はありません。
	安藤国威	一般社団法人Japan Innovation Network	特別な関係はありません。
		公立大学法人長野県立大学	特別な関係はありません。
		いちご株式会社	特別な関係はありません。
	中井戸信英	一般社団法人日本CHRO協会	特別な関係はありません。
		イーソル株式会社	特別な関係はありません。
	,1, ±±±5,1,5	小林総合法律事務所	特別な関係はありません。
小林哲也	医療法人報徳会宇都宮病院	特別な関係はありません。	
監査役	宜取 名曰	税理士法人髙野総合会計事務所	特別な関係はありません。
高野角司 	学校法人幾徳学園神奈川工科大学	特別な関係はありません。	

⁽注) 社外役員の重要な兼職の状況は、前記2 (3) ① 「取締役及び監査役の氏名等」欄に記載の通りであります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会出席回数	監査役会出席回数
	久保利英明	12回中12回	_
社外取締役	安藤国威	12回中12回	_
	中井戸信英	10回中10回	_
分別於太伽	小林哲也	12回中12回	13回中13回
社外監査役	髙野角司	12回中12回	13回中13回

- (注) 取締役会、監査役会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行なった職務の概要
 - ・取締役久保利英明氏は、弁護士としての見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言・ 提言を行なっております。また、報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会3回のすべてに出席し、客観 的・中立的立場で役員報酬等の決定過程において適宜必要な発言を行ないました。
 - ・取締役安藤国威氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言・提言を行なっております。また、報酬諮問委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会3回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
 - ・取締役中井戸信英氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保する ための助言・提言を行なっております。また、報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会3回のすべてに 出席し、客観的・中立的立場で役員報酬等の決定過程において適宜必要な発言を行ないました。
 - ・監査役小林哲也氏は、弁護士としての見地から意見を述べ、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言・提言を行なっております。
 - ・監査役高野角司氏は、公認会計士としての見地から意見を述べ、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言・提言を行なっております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社定款及び会社法第427条第1項の規定により、各社外取締役及び各監査役は、当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額となります。ただし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務を行なうにつき善意でかつ重大な過失がない場合に限ります。

⑤ 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、取締役、監査役、執行役員を被保険者として役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、該当責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとされています。ただし法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 PwC京都監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額 (千円)
公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項の業務に係る報酬等の額(注)	26,000
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に 区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載し ております。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行なったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合、監査役全員の同意により、当該事実に基づき会計監査人を解任する方針です。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、監査役会は、上記の場合のほか、会計監査人の独立性、監査品質、品質管理、総合的能力その他職務の執行に関する状況等を総合的に勘案し、その必要があると判断した場合は、会計監査人の不再任の議案の内容の決定を行なう方針です。

なお、監査役会は、上記方針に基づき、会計監査人の解任又は不再任の検討を毎年実施いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約の締結はいたしておりません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下の通りであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、各分掌に従い、担当する部門の内部統制を整備し、必要な諸規定の制定及び周知徹底を図るとともに、「取締役会規程」を遵守します。

監査役は、法令が定める権限を行使し、「監査役会規程」に則って、取締役の職務執行の適正性を監査します。

年1回内部監査室主管で行われるコンプライアンス研修と同等の研修及びeラーニング (webを利用したテスト) で、当社グループの全取締役、全使用人に対してコンプライアンス、当会社グループの規程等について教育を行なっております。また、内部監査担当部門がコンプライアンスの状況を監査いたします。これらの活動は定期的に全管理職(監査役は含まない)が出席するマネージメント会議で報告しております。

その他、法令上疑義のある行為等については使用人が匿名で、かつ当会社とは関係のない第三者を通して会社に情報提供を行なうことができる「企業倫理ホットライン」の設置・運営を行なっております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報管理基本規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存いたします。取締役及び監査役は所定の手続を経た後、これらの文書又は電磁的媒体等を閲覧することができます。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社の連携により、当社グループのリスク管理を行ないます。

当社グループの企業活動に関連する様々なリスクに対処するために、コンプライアンス、製品品質、情報セキュリティに係るリスクについては、それぞれの担当部署にてそれらの管理等に関する規則・ガイドラインの制定、研修の実施を行ないます。また、部署横断的な組織であるセキュリティ委員会が、主に情報セキュリティについて全社的リスク状況を監視し、各部署と連携して対応を行ないます。

当会社が特にリスクとして認識すべき、当会社製品ユーザーに係る個人情報の流出・漏えいについては、個人情報保護マネジメントプログラムの体制を構築することで、確実な防止を図るものとします。

また、当社製品の案内、サポート、並びに直接当社及び第三者の製品の販売等を行なうために当社が運営する webサイトに係るシステムについては、ISO27001所定の体制を構築します (2007年4月11日ISO27001 認証取得済み)。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

取締役の効率的な職務執行を確保するため、各取締役の職務権限と担当業務を明確化し、また全取締役及び監査役が出席する定例の取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行なう他、取締役と各グループ責任者が出席する会議、取締役及び管理職以上の使用人が出席する会議等を定期的に行なうことで、目標や課題を共有し、時間をかけた議論を行ない、円滑に意思決定を行ないます。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社取締役会は、子会社から定期的に業績及び業務の執行状況の報告を受け又は報告を求めてモニタリングを行ない、リスクの度合いに応じて指導・監督を行ないます。

子会社の重要案件については、当社と子会社との間で事前協議を行なうとともに、子会社の財産並びに損益に重大な影響を及ぼすと判断する重要案件については、当社取締役会の承認を受けるものとします。

またコンプライアンスの確保等、グループ一体となった内部統制の維持・向上を図る他、当社の内部監査委員会による監査を子会社に対して定期的に実施いたします。

⑥ 財務報告の適正性を確保するための体制

当社グループは、経理関連規程を策定し、法令及び会計基準に従って適切な会計処理を行なう他、法令及び証券取引所の規則を遵守し、適正かつ適時に財務報告を行ないます。また、内部監査担当部門は、当社グループの全社的な内部統制の状況や業務プロセス等の把握・記録を通じて、評価及び改善結果の報告を行ないます。財務報告に係る内部統制が適正に機能することを継続的に評価し、適宜改善を行ないます。

② 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、 当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確 保に関する事項

監査役は、内部監査委員会委員長に対して、自らの職務の補助として監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、内部監査委員会委員長はそうした監査役の命令に関して、取締役の指揮命令を受けません。 監査役からその職務の執行に当たり、職務を補助すべき使用人に対して指示があった場合、その指示の実効性を確保するため、当該使用人は、当該指示については監査役の指揮命令権に従うとともに、指示の有無・内容等について監査役に対して守秘義務を負うものとします。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、内部監査の実施状況等について当社の常勤監査役に報告します。当社は、常勤監査役に報告を行なった当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行なうことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底します。

また、監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、必要な情報の交換を行なうなど監査を適正に行なうための連携を図ります。

⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について 生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、必要な費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、所定の手続により速やかに当該費用又は債務を処理します。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

監査役会又は監査役が取締役会において要請・要望する事項がある場合は、それらについて取締役会で申し述べることができ、翌月以降の取締役会において、取締役は当該要請・要望に対する回答又は現状の報告を行ないます。

① 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは、資金提供を含む一切の関係を遮断いたします。またこれらの反社会的勢力の不当要求に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、組織全体として毅然とした姿勢で、民事・刑事の両面からの法的対応を含めた対応をいたします。またこれら反社会的勢力から不当要求に対応する従業員の安全も確保いたします。

当事業年度の、上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ①取締役会を12回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等、経営に関する重要事項を決定するとともに、社外取締役を含め、取締役間の意思疎通を図り相互に業務執行を監督いたしました。
- ②監査役会を13回開催し、監査方針や監査報告を協議決定するとともに、取締役の職務執行、法令・定款等の 遵守状況について監査いたしました。
- ③財務報告の信頼性確保のため、内部統制の評価を実施いたしました。
- ④内部監査室のもとで、内部監査委員会が各部門の業務監査を実施し、コンプライアンス、規程の遵守、業務の 効率化・有効性の監査を実施いたしました。
- ⑤取締役、執行役員から構成される戦略会議を4回開催し、目標経営指標の共有や経営課題の把握と対応方針について討議いたしました。
- ⑥個人及び組織のコンプライアンスに対する意識の向上を図るため、正社員、アルバイト等の勤務体系を問わず、従業員全員に対してコンプライアンス研修の受講を義務づけ、実施するとともに、内部通報システムの周知を図りました。

(6) 会社の支配に関する基本方針

特に定めておりません。

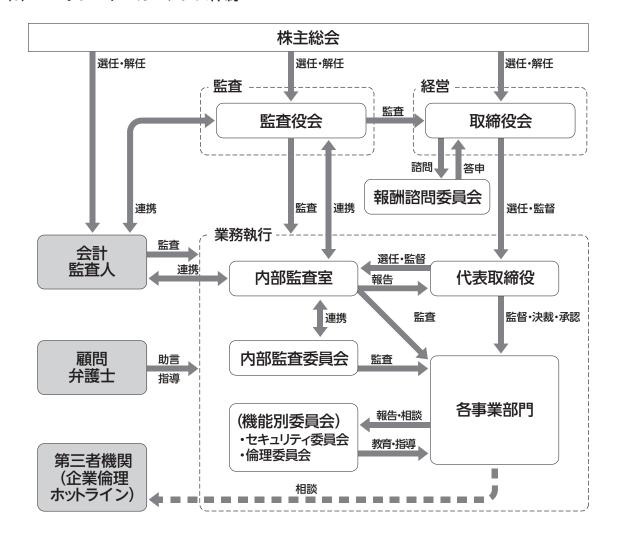
(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来にわたり業績の向上を図ることが企業価値を高め、株主の皆様のご期待に応えることにつながると考えており、業績、配当性向及び中長期の企業成長に必要な投資額などを総合的に考慮して、利益配分を行なっていくことを基本方針としております。

2021年3月期の当期利益は当初予想を下回って、1億91百万円となりましたことから、当期の1株当たりの期末配当金は誠に遺憾ではございますが、1株当たり0円21銭(連結配当性向15%、前期連結配当性向:15%)とさせていただきたく、本総会の第1号議案としてお諮りしております。

今後も、経営状況を勘案しながら安定的に配当する方針を堅持する所存であります。

(8) コーポレート・ガバナンス体制



連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

建和貝伯別深 (2021年3月31日現在)	
科目	金額
資産の部	
流動資産	13,465,804
現金及び預金	4,779,954
売掛金	2,023,666
商品及び製品	4,330,530
原材料及び貯蔵品	162,184
前渡金	1,086,338
未収還付法人税等	295,454
その他	787,674
固定資産	6,865,712
有形固定資産	105,094
建物	37,004
車両運搬具	655
工具器具備品	67,434
無形固定資産	2,930,793
ソフトウェア	1,427,821
のれん	154,062
契約関連無形資産	1,233,597
その他	115,311
投資その他の資産	3,829,824
投資有価証券	3,047,842
繰延税金資産	604,625
その他	177,356
資産合計	20,331,517

	(単位:千円)
科目	金額
負債の部	
流動負債	6,538,779
買掛金	784,398
短期借入金	3,300,000
1年内返済予定の長期借入金	722,000
未払金	741,953
未払法人税等	625
前受収益	613,039
賞与引当金	48,064
返品調整引当金	91,889
ポイント引当金	43,160
その他	193,647
固定負債	1,428,073
長期借入金	1,296,000
長期前受収益	132,073
負債合計	7,966,852
純資産の部	
株主資本	12,152,894
資本金	3,690,436
資本剰余金	4,270,463
利益剰余金	4,191,998
自己株式	△3
その他の包括利益累計額	59,972
その他有価証券評価差額金	41,403
為替換算調整勘定	18,569
新株予約権	151,797
純資産合計	12,364,664
負債及び純資産合計	20,331,517

連結損益計算書

法人税等調整額

親会社株主に帰属する当期純利益

当期純利益

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位:千円)

235,226

191,101

191,101

	·- — / (+ш·II)
科目	金額
売上高	12,851,060
売上原価	5,479,211
	7,371,848
返品調整引当金繰入額	91,889
返品調整引当金戻入額	314,416
差引売上総利益	7,594,375
販売費及び一般管理費	7,054,114
営業利益	540,260
営業外収益	26,293
受取利息	20,685
受取配当金	740
為替差益	2,079
その他	2,788
営業外費用	113,743
支払利息	8,817
持分法による投資損失	86,908
匿名組合投資損失	17,818
その他	199
経常利益	452,810
特別利益	625
新株予約権戻入益	625
特別損失	35,274
事業構造改善費用	35,274
税金等調整前当期純利益	418,161
法人税、住民税及び事業税	8,820
法人税等還付税額	△16,987

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

貝伯刈無衣 (2021年3月31日現在)		
科目	金額	
資産の部 流動資産	12,744,642	
現金及び預金	4,051,426	
売掛金	2,346,817	
商品及び製品	4,075,443	
原材料及び貯蔵品	162,184	
前渡金	1,086,227	
前払費用	330,429	
未収還付法人税等	275,105	
その他	417,007	
固定資産	7,901,793	
有形固定資産	102,110	
建物	36,327	
工具器具備品	65,783	
無形固定資産	2,764,598	
ソフトウェア	1,427,821	
契約関連無形資産	1,233,597	
その他	103,179	
投資その他の資産	5,035,084	
投資有価証券	2,277,806	
関係会社株式	1,740,968	
長期貸付金	276,775	
繰延税金資産	566,278	
その他	173,255	
資産合計	20,646,436	

科目	金額
負債の部	
流動負債	6,534,561
買掛金	766,916
短期借入金	3,300,000
1年内返済予定の長期借入金	722,000
未払金	840,552
未払費用	25,907
前受金	36,271
預り金	104,808
前受収益	596,721
賞与引当金	559
返品調整引当金	91,889
ポイント引当金	43,160
その他	5,773
固定負債	1,428,072
長期借入金	1,296,000
長期前受収益	132,072
負債合計	7,962,633
純資産の部	
株主資本	12,490,603
資本金	3,690,436
資本剰余金	4,270,463
資本準備金	3,530,436
その他資本剰余金	740,027
利益剰余金	4,529,706
利益準備金	18,200
その他利益剰余金	4,511,506
繰越利益剰余金	4,511,506
自己株式	△3
評価・換算差額等	41,403
その他有価証券評価差額金	41,403
新株予約権	151,797
純資産合計	12,683,803
負債及び純資産合計	20,646,436

(単位:千円)

(単位:千円)

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

科目	金額
売上高	12,915,451
売上原価	5,633,444
売上総利益	7,282,007
返品調整引当金繰入額	91,889
返品調整引当金戻入額	314,416
差引売上総利益	7,504,534
販売費及び一般管理費	6,805,036
	699,497
営業外収益	54,849
受取利息	21,931
受取配当金	26,316
為替差益	4,519
その他	2,081
営業外費用	26,570
支払利息	8,699
匿名組合投資損失	17,818
その他	52
—————————————————————————————————————	727,776
特別利益	625
新株予約権戻入益	625
税引前当期純利益	728,401
法人税、住民税及び事業税	6,829
法人税等調整額	233,949
当期純利益	487,622

監查報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

ソースネクスト株式会社 取締役会 御中

PwC京都監査法人 東京事務所

指定社員 公認会計士 齋藤勝彦印業務執行社員

指定社員 公認会計士 田村 仁甸

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ソースネクスト株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソースネクスト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を 行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注 記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

ソースネクスト株式会社 取締役会 御中

PwC京都監査法人 東京事務所

指 定 社 員業務執行社員

公認会計士 齊藤 勝彦印

指 定 社 員業務執行計員

公認会計士 田村 仁印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ソースネクスト株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、 我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該 事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を 行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注 記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかととも に、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示 しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した 監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査委員その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他の会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、決裁書類等を閲覧し、本社及び倉庫において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等から定期的に事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、使用人等からその構築及び運用の状況について説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PWC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月18日

ソースネクスト株式会社 監査役会

常勤監査役 廣瀬 正明 印 社外監査役 小林 哲 也 印 社外監査役 髙野 角 司 印

株主総会会場ご案内図

会場

ベルサール東京日本橋 地下2階

東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー



「日本橋駅」(銀座線・東西線・浅草線B6 出口直結)

「東京駅」(JR線)八重洲北口 徒歩6分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。







見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォント を採用しています。